

地方行政委員會議録 第十一号

(二〇五)

昭和三十一年二月二十四日(金曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 亮一君 理事 古井 喜實君

理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君

理事 川崎末五郎君 理事 木崎 茂男君

理事 櫻内 義雄君 理事 渡海元三郎君

理事 徳田與吉郎君 理事 藤尾 弘吉君

理事 山崎 巖君 理事 加賀田 進君

理事 川村 継義君 理事 五島 虎雄君

理事 坂本 泰良君 理事 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員

總理府事務員(自
治庁事務部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 円地与四松君

二月二十四日

委員山崎巖君及び勝間田清一君辞任につき、その補欠として三木武夫君及び坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三木武夫君辞任につき、その補欠として山崎巖君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十三日

市町村公平委員会存置に関する請願(山下榮二君紹介)(第八二〇号)
同(五島虎雄君紹介)(第八九四号)

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願(福田昌子君紹介)(第八二二号)

私鉄に対する事業税改正に関する請願(永田亮一君紹介)(第八二二号)

同(内藤友明君紹介)(第八二三号)

同(宇田耕一君紹介)(第八五二号)

同(五島虎雄君紹介)(第八九二号)

同(山口丈太郎君紹介)(第八九六号)

同(横山利秋君紹介)(第八二五号)

同(山口丈太郎君紹介)(第八九六号)

地方自治法の一部改正反対に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八五二号)

地方自治法の一部改正に関する請願(砂田重政君紹介)(第八七二号)

同(山下榮二君紹介)(第八九二号)

同(松本七郎君紹介)(第八九三号)

地方自治法の改正に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第八九〇号)

町村合併促進法の一部改正に関する請願(小牧次生君紹介)(第八九五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
連合審査会開会に関する件
入場税と税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣提出第六四号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○大矢委員長 これより会議を開きます。

入場税と税法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については昨日質疑を打ち切りましたので、本日は直ちに討論に移りたいと思えます。

別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に移ります。入場税と税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○大矢委員長 起立総員。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決めます。

なおお諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任を願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なければさよう取り計らいます。

○大矢委員長 次に地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題として、質疑を行います。質疑の通告がありますので順次これを許すことといたします。

永田亮一君。

○永田委員 奥野さんが来ておられますので、一つ私鉄の事業税のことについてお伺いをいたしたいと思います。

御承知のように、今私鉄の事業税は外

形標準課税になっておるのであります。私鉄の会社の中には、赤字で配当もできない、収入がほとんどないというような、非常に苦しい立場に追い込まれておる会社がたくさんあるのではありません。ところが外形標準を課税の基準としておりますために、配当もしない、また経営が非常に困難である、しかも公共的な企業であるためにつぶしてしまわれたいかない、そういう会社に対しては、私たちが考えれば昔酷いと思われるような課税が行われおる。なぜ私鉄のような公益的な企業に對して、こういう苛酷な外形標準課税の方法をとらなければならぬか、まずこの理由について奥野さんの御説明を伺いたいと思ひます。

○奥野政府委員 府県が事業税に課税して参ります根拠がどこにあるかというところから問題が始まるのじやなからうかと思つております。事業税の課税の根拠は、府県が事業の継続のために、道路施設でありますとか、衛生施設でありますとか、やはり相当の協力をしているのではなからうか、協力をしているならば事業がそれに対してある程度の経費負担をすべきではないか、一種の応益課税という問題になると思ひます。事業が利益を上げていれば府県の経費の一部を分担するけれども、損失を上げていれば経費は一切持たないのだということでも府県としては困るのじやなからうか、かような考

え方でございます。そういう点から言

いますと、事業税の課税標準は、所得

ではなしに、事業の規模を表わすようなものをとった方がよいのではないかと、かように考えられるわけであり

ます。事業税はいろいろな名称を経てきているわけでありまして、課税標準につきましても、外形標準課税をやつておつた時代もございまして、

収益課税をやつておつた時代もあるわけでございます。しかし二十二年から府県の独立税として事業税が再出発しているわけでございますので、

そういうわけでございまして、

それから府県の経費を分担するものから

標準は事業の規模を表わすものが適當だ、こういう結論になるのではなからうかと思ひます。そういうこともあつて課税標準を附加価値に切り下げたかどうかというようなシャープ勧告も出たのであります。しかしながら、

課税標準をやりまして、これはその事業の負担に激変をもたらすわけであり

ます。そういう見地から考へて参りますと、まだ経済界の基礎が安定して

いない際に、そういう変更を与えることは適當でないじやなからうか、変更を

与え得るものであるならば変更をしたらどうか、そういうことから料金統制

が行われているのであります。その定められました料金が将来にわたつて維持していけるような状態については

売り上げ金額を課税の標準にして課税して行こうじやないか、こういうこと

になって参つたわけでありまして、お

おむねこういう趣旨のものが今日外形

かし料金が少くなるとか、経費が苦しくなった場合にどこにしわを寄せるか。まず税にしわを寄せるというところ、これは経費から払われる事業税の性格から考えますと、すぐにその結論を出されることは困るのじゃないか。利潤にもしわ寄せをしてもいい、あるいは経営者の取り分にもしわ寄せしてもらいたい。場合によっては従業員の昇給もある意味においては困難になろうと思えます。やはり相対的に考えていかなければならないのじゃないか、こういう見地から経費から払われる税金としまして収入金額を課税基準にしていくのだ、こう考えているわけでございます。

第二点はバス事業との関係でございます。御指摘のように私鉄とバス事業とが競争関係に立っている例もございませう。昭和二十九年であったと思えますが、バス事業も実は収入金額を課税標準として課することになっておいたわけでありませう。これを参議院におきましてバス事業だけ修正されたわけでありませう。その際にバス事業を外形課税からはずせば、私鉄もはずさなければならぬという議論がございませう。相対的に考えた場合には規模が違わないから、これは外形からははずすべきではないのだ。バス事業をはずすべきことは、私鉄も収入金額課税から除外するということの意味ではないのだ、こういう議論をなされたわけでありませう。その結果永田さんの立場からいえば矛盾しておるとおっしゃるわけでありませうわけでありませう。当時の考え方がい

か悪いいろいろな問題がございませうが、むしろ応益課税の見地に立って考えた場合には、バス事業も収入金額課税がよろしいのだと思うわけでありませうけれども、それはやはり私鉄との関係において規模が若干違うから所得標準課税にしてございませう。これも一つの考え方だと思えます。課税方式の問題があるのではなしに、収入金額を課税標準として、一・五%という税率がいいのか悪いのか、これは私は大いに議論があると思うのでありませうが、課税標準としてはやはり収入金額を課税標準にした方がいいのではないかと、こういう考え方を持っております。

○永田委員 たいだいまのバスと私鉄を区別した理由について、バスは大規模でない、私鉄は大規模だというような議論があったのでありませうが、私は必ずしもそうじゃないと思えます。バス会社もいろいろ名前をあげればわかりませうが、非常に大規模の、大資本でやっておりますところがたくさんある。私鉄は百八十社ほどありますが、その中にはまことに微々たる軽便鉄道のようなものがたくさんあるものでありませう。私鉄がバスに比べて大規模の事業だということには当らないと思えます。そして大規模の事業だから外形標準課税にしておくとだという理由にはならない。私はどうも納得がいかない。バス事業と私鉄軌道を同じような徴税の形態にとるべきだということを今でも考えておるわけでありませう。それから、多くの私鉄が大規模でないことは今申し上げた通りでございませうが、なおこのほかの大規模の企業がいろいろあるわけでありませう。そういう企業に

対して、これが所得課税であるにかかわらず私鉄のみに外形標準課税を行うという理由がどうもわからない。こういう点を一点お聞きしたいのでありませう。

さらに先ほど申されました附加価値の考え方でありませうが、なるほどさつきおっしゃいましたように、資本に対しては利子を与える、土地に対しては地代を与える、労働に対しては労賃を与える、企業に対しては利潤を与える、こういうことは経済原則に出ておることでありませう。申すまでもないことでありませうが、これに対して今部長は、さらに地方団体の利益に対して地方税を支払うべきだという御議論であつたと思つてございませう。これは附加価値の考え方があるという点にあるわけでありませうが、こういう考え方に対して、国会が二十五年から二十九年までいろいろと議論を戻して、その実際の執行の場面になってみると、不都合な点がたくさんあるという結論が出て、これが実行されなかつたことは御承知の通りでありませう。大体において法人が五割程度増加し、個人が五割程度減少するというものでありませう。法人関係に反対論が多かつたということとは当然のことでありませうが、特に私鉄などの収益力の少ないものに対してこの附加価値税の考え方を適用することは、私は妥当じゃないと思えます。さらに多くの人を使つておる産業、こういうものに対して附加価値税の考え方、地方団体の利益に対して地方税を払うべきだという考え方は、私は当らないのではないかと気がするのでありませうが、こういう点についても御意見を承わりたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 ちよつと関連して。かつて地方税といたしまして事業税をやめて附加価値税にするという考え方が当時の司令部方面からサステーションがありまして、そうして附加価値税を採用するような法案が出たことがありますが、そのときに、地方税というものは、地方の公共団体にはある程度世話になっておるのだから、それに対して地方公共団体に納めるといふ意味からして、所得税の附加税に類するような事業税でなく、外形標準課税による課税方式をとる附加価値税でいくべきである、こういう考え方であったのでありませうが、その後の経過によりまして附加価値税は廃止されまして事業税一本という地方税体系として進んでおるわけでありませう。そういう考え方を持ちますと、事業税というものの本質はやはり所得課税というものが性格的に正しいのではないかと、附加価値税の外形標準課税を事業税にとるといふことは、例外的な措置であるといふふうに考へるわけでありませう。附加価値税を事業税に置きかえるというなら別でありませうが、附加価値税を廃して事業税一本でいくという現在の税体系をとつていく上におきましては、やはり事業税の本質である所得課税といふことでいくのが正しいのではないかと、いふに理論的には考へるわけでありませう。ところが一部のものに、今問題になっておる点もそうでありませうが、一部のものにのみ事業税の課税方式を附加価値税的な外形標準課税にするといふことは、やはり筋としては例外的なものであるから、強くそれがあ

るべき姿であるという主張をとるべき

ものではないのじゃないか。今政府のお話によると、それが正しいというやうな確信を持った答弁のようでありませうが、やはり事業税としては例外的な課税方式ではないかといふふうに考へておるのではありません。従つて、例外的なものであるけれども、それを事業税に直すと、地方の財源に非常に不足を来たすといふようなことがあるとか、あるいはそれをとつても、大企業の私鉄などは相当地方のお世話になつておるのだから、例外的にやむを得ないといふ程度の論拠はないかといふふうにお話を聞きますと、どうもこれが正しい課税方式であるといふふうな確信を持っていらつしやるようでありませうけれども、その点もあわせて聞いておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 第一点は、私鉄だけに外形課税をいしているというようにおっしゃつたのでありませうが永田さんのおっしゃつたのはそういう意味じゃなかつたかと思ひますが、御承知のように電気供給業であるとかガス供給業、それから地方鉄軌道業、この三つについては料金統制が行われており、しかも独占的な企業であるといふことで外形課税を行なつておるわけでありませう。そのほかにも損害保険事業、生命保険事業、これも外形課税をやつておりますが、これはまた趣旨がちよつと違つておるわけでありませう。鈴木さんのおっしゃいましたように、地方財政が非常に窮乏しておりますので、課税標準を変えます結果減収になることは非常に困るわけでありませう。こういう問題もおっしゃる通りございませう。外形課税をしております今申し上げま

したのから得ておりまする税収入が五十四億六千二百万円となつております。これを所得課税に置き直しますと二十億五千万円になるわけでありまして、差引三十四億五千七百万円の増収を得ておるわけであります。それでは現在の地方税法の建前で所得課税を本體にしているのか、外形課税を例外的にしているのか、こういう問題でありますけれども、これは法文に現われております言葉から申しますと、第七十二条に所得または収入金額によるのだ、こう書いてあるわけでありまして、実はどちらが原則だというふうにもうたつていないわけであります。立案して参りました当時にもやはり事業税は利益課税の方がいいのじゃないか、もし応益的な課税をしていくとしますならば、事業税と府県民税とが全く重複するじゃないか、こういうことも申し上げられると思うのであります。従いましてまた事業税につきましても単に外形課税だけじゃございませんで、法人税の場合とは異なつた取扱いを幾多いたしているわけでありませう。たとえば重要物資製造業につきましては、法人税は免除いたしまして、事業税は課税する、あるいは増資配当分につきましては、法人税の場合には一割を限度にして損金算入を認められるけれども、事業税には認めないとか、そういうような式に幾多の例外を設けて参つてきているわけでありませう。もと料金を決定します場合に、事業税は売り上げ金額の一・五%、これを私鉄から府県に納めさせていくのだ、こういう法律の建前になつておるから、料金をきめる場合には一応積み上げました金額に一・五%を加算して参つて

きておるわけでありませう。その場合に利潤は一般の私企業よりもある程度制限していくという考え方も立とうかと思ふのであります。もし利潤を基礎にして加算をしてもいいということになるならば、おのずから料金をきめる場合の基礎が變つてくるのではないかと思ふます。こう思つておられます。やはり料金をきめます場合には、府県に払ふ事業税相当額も基礎にいたして算定してもらいたい。また事実こういう問題を特に地方財政上非常に問題にいたしましたのは、戦後のインフレ時代において料金を極度に押えて参りまして、自然地方団体に支出して参ります金額というものが、利益を標準にいたします限りはほとんどゼロになつてしまつて、こういう問題もあつたわけでありませう。やはり事業税の本質からいいますと、料金算定の場合にとれくらゐ負担すべきかということも考えてもらわなければいけません。こういう考え方もいたしているわけでありませう。

委員長退席 亀山委員長代理着席
○永田委員 さつき質問した中の答へが抜けているものもありますが、たとえば私鉄が大規模であつてバスが小規模だというために、私鉄のみを外形標準課税にするという議論は、私は当らなりのじゃないかという点を質問しました。その点の御答弁をまたあとで願ひます。

それから事業税が応益的な原則によつてやるべきだという一応の原則は、私はこれを全然否定するわけじゃございませぬ。応益原則によつて事業税を納めるべきだということについては、一応の理屈があると思ひます。今奥野さんの言われたように、所得税とダブルじゃないか、あるいはさらに最高の額において、つまり累積課税が非常に行われておりますから、上の方を考へてみると、所得税でうんと考へてまた事業税で所得課税すれば、非常な加算になるといふような議論もわかつておられます。しかしそればかりで私はものごとを判断できないと思ふ。特に応益原則に対して応益的な考えを持つべきだということを私は言ひたい。それはもう先ほどからたびたび申しましたが、赤字でいふこともさつちも動かなかつていてる会社が相当ある。この前ちよつと調べてみました。全国で私鉄百四十八社について調べてみたところが、もう赤字で配当もなし、非常に困つておるところが六十一社あります。そしてその六十一社はほんとうに赤字で困つておるので、その企業者たちの中には何とかしてこれを挽回しようというので、バスなどをあわせて経営しておるものもあります。バスが昨年所得課税になつたために、さらにバス事業をあわせてやる、その私鉄の赤字をカバーしようという考えを持つてバスと両方やつておつて、私鉄の赤字をなくしようという努力しておるものもあります。しかしバスと私鉄と両方やつて、しかも赤字の会社が三十五社もあるのです。私はこういうことを考へてみたときに、応益原則ばかりを振り回して、机の上でなるほどの税の体系として事業税が応益原則のみによつて行ふべきだということを言うのはけつこうであります。現実には当てはめてみた場合に、担税能力も何もないようなちよつぱな赤字の会社にま

で、外形標準課税を押しつけるということではもうやつていきませぬ。そういう会社はつぶれてしまふ。先ほど奥野君も収入の点を言われましたが、応益原則によつて外形標準課税によれば、これこれの増収があると言われれば、これも赤字で困つておる会社には、さらに事業税をどんどんかけていくということになります。ならば、私鉄は経営をやめてしまふだらうと思ふのです。そうすればこれは元も子もなくなるのでありまして、増収が幾らあるといつておつても、私鉄が経営をやめてしまふから、ゼロということになります。こういう点も考へてみて、増収がこれだけになるといふ点からのみ応益原則を適用するといふことは、大きな損をすることになる。こういう点を特に考へてもらいたいと思ふのです。

それから日本の私鉄企業というものは、外国の例なんかと比べてみても、定期券というものを出しておる。この定期券というのは外国なんかにはあまりおるのです。特に学生なんかは通学するのに、あるいはサラリーマンが安月給で会社へ通うのに、その負担を軽くするという意味でこれは日本独特のものなんです。定期券によつて半額、さらにそれ以下にも料金を負けておる。こういうことは日本の私鉄がやつておることではないことだと思ふのですが、こういう点にも少しお寄せが来るならば、私鉄は定期券というものをやめてしまふかもしれない。そうすると通学しておる学生などが普通の料金を払い、倍以上の学費がかかるといふことになるのです。さらに安月給のサラリーマンなんかは会社へ通うのに交通費が非常に高くなつてくる。こういう点も考へてみて、私は応益原則のみを振り回すということが、社会情勢から見て適當かどうか。今の情勢から考へてみて、私鉄をどういふ面で見めることばかりが能ではないと思ふのです。私鉄も営利会社でありませうから、つぶされる前にはいろいろなきをきをすると思ふ。そういう点をよく考へてみて、しほれるところからはしほつた方が得だという考えをやつておつたら、結局は大きな損をするということをおし上げたのであります。

ります。

それから第二点の、収益のなくなってきたものに対してなお事業税を納めさせる、これは不合理ではないかというお話でございます。これはやはり収益がなくなってきたら固定資産税もやめるべきだ、こういう議論もある一面においては通ずるのではないだろうか、こう思っておるわけでありませう。公益的な負担として市町村に固定資産税、公益的な負担として府県の事業税、しかも事業税については今課税標準を愛えるという事は、附加価値税の例をとって鈴木さんがおっしゃいました通り、いろいろ疑問を与えることは適当ではないと思っております。そういう意味からいたしまして、結局あれは今永田さんが御指摘になりましたが、行われなくていいわけでありませうけれども、料金統制の行われているものにつきましては、料金に算入すればそれは可能になるのじゃないか。その場合に事業税は法律通り料金に算入するけれども、利潤はあまり認めない、あるいは多く認める、こういう料金のきめ方もあり得ると思うのであります。あるいはまた料金決定のその後の事情の変化によるズレというものもあり得ると思うのであります。料金の決定の仕方についてはいろいろ議論はあると思うのでありますけれども、料金統制の行われているものにつきましては、事業負担分の確に算入してもらいたい。算入された以上は独占企業で守られるはずだから、守られたものは府県に税負担として出してもらえないだろうか、こういう考えをとっているわけでありませう。もとよりそれがために私鉄が経営できなくなってしまうという

ことは地方団体としても大問題でございますし、これはやはり道路政策なり私鉄政策なり、地方団体がいろいろ考へまして、減免措置をとりませうとかあるいは積極的に徴税政策をとりませうとか、それはまた別の見地から行われていいのじゃないか。税負担という問題とこの私鉄を發展させていくという問題と、これは別個の見地から取り扱われていかなければならないじゃないか、こういう考え方を今同時にいたしておるわけでありませう。また地方団体が積極的にそういう施策をとりませうことを、私は別に悪い問題だと思つていないわけでありませう。課税政策としてはこういう料金統制の行われている事業につきましても課税標準は、収入金額に求めた方がいいのじゃないか、こういう考え方はいたしておるわけでございます。

○永田委員 去年百五十ほどの会社について調べたのですが、そうしたところ、無配当の会社が五十六ある、これは今あなたがおっしゃったように料金が認可制になっておるから、利潤の方にゆいけい回す心配があるとおっしゃいますが、現実には三分の一の会社は無配当なんです。この点をよくお考え願つて、今の世の中で利潤ばかりよけいに取ろうなると考えたつて、労働組合もあるし、そういうことはできるものじゃないです。これは私はもっと高い見地から、公益的な見地から私鉄といふものを育てていく考えを持つのが自治庁の考えじゃないかと思つておる。さらにその収入の面から言いますと、たとえば所得課税にした場合に減額とおっしゃいますけれども、これは収入金額に対して所得が〇・一二五に

達しておるところが、ちよつと税収がトントンになるのです。それ以上の収入を得ておる会社は、つまり東京で言うところの大きな会社です。そういうところはそれ以上に収入を上げておるのです。だから外形標準課税にするよりも所得課税にした方が税金がたぐさん上るのです。私が申し上げたいのは、赤字で四苦八苦して、しかも苦心惨たんして経営をしておる会社をいじめるのがよいのか、それとも非常な大規模の会社でうんと利潤を上げておる、二割も三割も配当しておる会社があるかと思つておるものが全国で八社ありませう。そういうところからどんどんとつたらしいじゃないですか。私の考えは所得課税にすれば、そういうふうなうんとおるかつておる大きな会社から税金がよけい入つてくるのです。外形標準課税にした場合には、そういう会社からの収入が少いのです。所得課税にした方がそういうふうなうんとおる大会社からの収入はふえるのです。私はその地方における整便鉄道のような小さな会社をいじめるよりも、むしろ収入という点を考えるならば所得課税にして、大規模のうんとおるかつておる会社からとるべきだという考えを持つておるわけでありませう。

それからも一つお尋ねしたいのですが、さつき奥野さんは外形標準課税になつておるのには私鉄のほかに電気、ガスそれから保険事業、こういうものがあるとおっしゃつた、その通りであります。ところが電気、ガスというのは大体独占企業であつて、これは消費者に転嫁ができやすいのです。ところが私鉄の方はそうじゃないのです。先

ほど学生の問題やサラリーマンの問題を申しましたが、こういう方面に転嫁をするということが非常にむずかしい、それでこれを一緒に考えるというところは間違つておると思つておるのです。それからもう一つ、ほかの大規模の事業が所得課税になつておるにわからず私鉄のみが所得課税にならない、この理由がどうもわからない、これも一つ御説明願ひたいと思つておる。○奥野政府委員 最初の問題は非常な利益を上げておるところがあるのだから、同じ私鉄でもそういうところから事業税をうんとたくさんとればよろしいじゃないか、こういう御議論があります。この問題につきましても永田さん自身がお触れになりましたように、所得に累積して課税をしていくということは企業意欲というものを阻害して、資本の蓄積をはかつていく場合になるだけ避けたい方がよろしいじゃないか、こういう御意見もあるようでございます。もとより利益をたくさん上げますと法人税でありますとかあるいは府県民税、市町村民税においてたくさん税負担をしていただくわけでありませう。あらゆる形の形においてよけい負担させる、こういうことは税の体系としては避けたい方ではないのでないだろうかというふうな思つておるわけでありませう。税はそれそれ基礎が異なつておるわけでございますので、そういう意味においては所得に累積して課税していく、その結果企業意欲の面においても悪い影響を与える、これは避けたい方がいいんじゃないか、しかし別の見地では法人税や住民税で相当の税収を得ていくんだから、それはそれで公平が期せられておるんじゃないか、こういう考

え方を持つておるわけでございます。もとより私は収入金額課税をやつておるわけだといふことを申し上げておるわけはございませぬ、もし地方財政の状況が許すならば税率は下げたい、こういう気持は多分に持つておるわけでありませう。しかしながら現状においてはそれができないので、先ほども申し上げましたようにこういう課税方式のもとに三十四億五千七百万円の増収を得ておるわけでありませう。これはしかし今申し上げましたような見地から将来なお考へていかなければならないだらうと思つておるわけでありませう。転嫁の問題につきましても、これは競合線等において問題があるかもしれないけれども、料金が維持できないということでもないんじゃないのだから、ただ料金を高くした場合にはそれぞれその利用者が少くなつてくるのかというふうな問題は出て参るだらうと思つておるけれども、その場合におきましてもやはり固定資産税と事業税というふうなものと同じような性格を考へておるもので、別々の見地からの徴税を地方団体としては考へていくべきであらうけれども、税の基本をそれがために変えるというところはできる限り避けていきたいのだ、こう申し上げるわけでありませう。なお御承知だと思つておるわけでありませう。現在臨時税制調査会におきまして三十二年以降の税体系をどうするかという問題が起つておる。これに對しまして大蔵省の事務当局が一つの提案をしておるだけのことでありませう、どういふ方向をとるかわかりませんけれども、わが国の税制は二十五年

の改革後直接税中心主義をとり過ぎた、もう少し間接税に移行していきな... 適当な方法もないが、一つの案として... 売上げ税または附加価値税を作るこ... によつて流通税をふやす、その反面... 法人税や所得税を減税したらどうか、... これとの関連において事業税の存廃を... 考えたらどうか、こういう提案を... をいたしておるわけでありませう。言... かえれば売上げ税課税と言いましょ... うか、昔ありましたような取引高税と... 申しましようかあるいは附加価値税と... 申しましようか、流通税的な面、こう... いうところになお将来税収入を相当求... めていったらいいんじゃないだろう... か、こういう考え方も実は相当多くの... 人に抱かれておる考え方でありませう... そういふふうなことをあわせて考えて... 参りますと、独占的な企業であつて料... 金統制が行われて、その料金の事業税... 相当額を算入してける。その料金が... 維持されていく。それならば維持され... ただけのものは原に経費の負担分とし... て納めていく、こういう考え方もでき... るのじゃないか。結局課税形式の問題... ではなく、一・五多という税率が高過... ぎるといふ議論になつてくるのじゃな... いか、こういう気持を持つておるわけ... でありませう。しかし御指摘になりまし... た点は幾多の問題を包蔵しておるわけ... でありませう、将来も十分検討してい... かなければならぬ問題だと思いま... す。端的に申し上げればこの税率を引... き下げることじゃないかということ... を、率直にお答えしておるわけであり... ませう。

た奥野さんは三十四億増収になると... いうことを盛んにおっしゃいますけれ... ども、これは今言つた中小の私鉄がほ... んどうに犠牲的に行なつておるのです... これがおほんどうの資本家的立場から考... えてやつても赤字になるのだから、お... れはやめたと言つて運転をやめてしま... えば、三十四億の増収どころかうんと... 減収になるのですから、この点から考... えてみて、今増収になるからと思つて... 喜んでいても、これがとまつてしまえ... ば入らない。しかもそのために全国民... がどれだけそれによつて不便を受け、... 損害を受けるかということ考えてみ... たときに、私はこういう小さな困つて... おる赤字の私鉄を今後育成して、ある... 程度の税金が当然納められる程度に発... 達するまでは外形標準課税をやめるべ... きだ。所得課税によつて、所得に應じ... て課税をやつていくべきだ、所得があ... ろうがなかるうが、税金を納めるとい... うやり方はどうも納得ができない。... これは意見であります、申し上げ... ませう。

これを埋めようとするれば、結局米軍の... 使用いたしておりますこれらについて... も、何らかの処置がとらるべきではな... いかと考へるのであります、これに... 対する大臣のお考えをお聞きしておき... たいと思ひます。

○木田国務大臣 米軍使用の土地に税... がかかつておらない、これは御承知の... 通り行政協定に基く法律によりまし... て、かけられなくなつております、防... 衛庁関係の土地等についても同様な姿... でございませう。しかるにこういう土地... があるために、その自治体が、別にた... くさんの費用を払うとかいうような事... 実のあることも御指摘の通りでござい... ませう。今のところこれをかけるという... ことは、今の条約に基く法律によりま... して、でき得ないことである。ざりと... て自治体は非常な負担を受けるのをど... うするか。結局のところただいまま... とつておるやり方は特別交付税等によ... りまして、そういう点を見ていこう。

はなはだ不十分ではございませうが、た... とえば横浜とか呉とかというような地... 域に對しまして、今とつておるやり方... は、かようなやり方でございませう。決... して完全とは考へておりませう。

○門司委員 完全とお考へになつてい... ない。これはよくわかりませうが、なお... これに私どもの考へ方から申し上げま... すと、固定資産税というような考へだ... けでなくして、ここに使つております... 電気その他は、非常にたくさんを... 使つておるのであります。なるほど行... 政協定第三条の規定から見ますと、こ... ういうものに直接課税することは困難... であると思ふ。しかし国は地方自治体... に何らかの責任を負うべきであるとい... うことは考へられるのであります。

従つて大臣の御答弁のようなことだけ... ではなかなか問題の解決はつかない... と思ふ。たとえば横須賀市の場合、特殊... 物件までにかかりに税金がかけられると... いうようなことになつて参りますと、... 横須賀市だけでも市から提出いたした... おります資料を見ますと、大体五億... 二千万円という大きな数字になつてお... りませう。もしこの金額があるならば、... 横須賀市は決して今のような状態では... ないと思ふ。従つて三公社に納付をさ... せるといふことに政府はお気づきにな... るならば、やはり同じようにこれらの... 当該市町村もお考へになつていただく... ことの方が妥当ではないかと考へませ... うが、そういうことが考へられるかどう... か、もう一応大臣の御答弁を伺つてお... きます。

○木田国務大臣 御趣意はごもつとも... と思ひます。現状におきましてはこれ... はできませんけれども、今の趣意をよ... く検討いたしまして、何らかの措置を... 考へたいと思ひます。

○門司委員 これは奥野君に一つ聞い... ておきたい。例の呉にある造船所はた... しかアメリカが使用して居ると思ふ。... そして契約は当時八十六万ドルで十カ... 年の契約であつたと思ふ。その間はア... メリカの一つの私の会社が自由に使つ... ておつて、所有権が明確に移転された... と同じ形をとつておる。それは十年後... には施設を日本にそのまま返すといふ... ことになつておる。ここはおそらく治... 外法権じゃないかと思ふが、これらに... 對する税金はどうなつておるか。もし... そちらに資料があるならお答え願ひた... い。資料がなかったら、この造船所に... 對する課税がどうなつておるか調べて... 至急知らせてもらいたい。

○奥野政府委員 呉の海軍工廠は大部... 分日本の会社、工場に貸付をいたして... おります。この部分につきましても、... 今回の固有資産等所在地町村交付金の... 対象になるわけでございます。ただ御... 指摘になりましたアメリカ合衆国に貸... し付けております部分につきましても... は、貸付資産でありましても交付金の... 対象にならない、こういう規定を今回... 置いておるわけでありませう。それに關... 連して門司さんが今いろいろ御指摘に... なつておられる問題は、実は知らな... かつたわけじゃございませう。十分承... 知しておつたわけでございますが、い... いろいろ問題がございませう、なかな... かこまで解決が至らなかつたというの... が本心でございませう。昨年鈴木委員か... ら国有林野所在市町村交付金制度につ... いていろいろ欠陥を御指摘になり、せ... ひ制度化したいということをお答えし... ておつたのであります、これは幸い... にして制度化していただいたわけであ... りませう。門司さんの御指摘の問題もい... ろいろ考へたわけでありませうが、大臣... が御答弁になりましたように、防衛庁... において使用しております公有資産と... の関連におきまして解決に至らなかつ... たのであります、そのアメリカ合衆... 国が使用して居る資産でありまして... も、飛行場でありませうとかいうよう... なものと、工場的なもの、住宅的なも... のと、こういう振り分け方をして一歩... でも前進させることが可能じゃなかる... うか、三十二年度の問題として私たち... はぜひ解決に當つていきたい、それま... では大臣から御答弁のありましたよう... に、地方交付税の運用において当該市... 町村、地方団体の負担を緩和していき... たい、かように考へております。

百九十二億、そして法人税の関係及びたばこ税の税率を要したなど、いわゆる増税に当る部分が、大まかに考えているのですが半分くらいで、自然増収の半分くらい、今数字は事務当局から申し上げますが、そういう状況でございます。国税に對する関係から見ると御指摘のような数字が出るかと思ひます。しかし本年百五十億の減税をいたしました前と比較してみますと、やはりそんな多い額じゃないと思ひます。しかし増収であるという事実は明確に認めなければならぬ、こう考えております。数字の点はちよつと御説明をさせます。

○奥野政府委員 先ほどのお尋ねにお答へしておきます。二十九年年度税収入の決算見込額は三千六百七十八億八千七百円ということになっております。

その次の三十年度、三十一年度の間における税の伸びであります。譲与税を含めました金額でありますと四百十二億、そのうち譲与税を除きますと四百億になるわけであり、今回の制度改正で百二十億程度の増収になつておるわけであり、それ以外部分であります。今大臣がお話になりましたように税率改訂を昨年行なつた、そして實際動いてくるのはことしからであるようなものがないであつたわけであり、具体的に申し上げますと、たばこ消費税の税率をことしの三月の売上分から引き上げる改正を、昨年の国会で御承認いただいたわけであり、この関係で百八億八千百万円の増加になりました。それから府県民税、市町村民税両方とも、所得割も法人税割も、昨年、所得税や

法人税が減税されるけれども地方税にはその余裕がないから、従前通りの額を維持することを目的に税率を引き上げさせていただいたわけであり、その結果所得税や法人税は減つてくるわけであり、住民税の所得割や法人税割は従前の額を維持できるわけであり、その間に減るのとふえるのとギャップがございます。たとえば法人税割で府県の標準税率五%が五・四%に上つております。また所得割が五%から五・五%に上つております。市町村民税の法人税割が七・五%から八・一%に上つております。所得割が一三%から一五%に上つております。もう一つは、今回法人税法の改正におきまして交際費の損金算入限度額を押えまして、退職手当準備金への繰入額の累積額の限度額、これを押えたりいたしました結果、所得の額がふくらむわけであり、その関係で、法人事業税や法人税割のふえて参りますものが三十四億九千七百万円ございます。こういうようなものを除いてしまふと純粋の自然増は百億程度に上つて、こういふことになつて参るわけでございます。

○北山委員 自然増の内訳について詳細伺つたのでありますが、確かに一部についてはお説の通りに考へられ、しかし少くとも税法の改正等によつてそれだけの増収がある、約三百億の増収があるのですから、その上にわざわざ百十億程度の増徴を都市計画税その他においかけなければならぬという事はどういふことか。それだけの自然増があるといつても、これはやはり一つの負担であります。負担であることには間違いないので、それ以上

にさらに新税を立てたといふことは、やはりいろいろな事情があるであり、ましようが、ともかく地方税において税収をふやすという御方針であることには間違いないと思ひます。そういう方針が、地方団体にとっては確かに財源を得ることになりますから、住民にとつてはやはり負担になるのではないかと、この点について大臣はどのようにお考えであつたか。さらに非課税規定を整理して増収をはかるといふ方針けれども、しかし現行の地方税法の制度の中には、非常に不公平な問題がほかにたくさんあるはずなので、一例をあげますと電気税のごときであります。電気税は、現在膨大な部分、全体の約四割くらいを消費している事業関係については、電気税は無税になつておるわけであり、大量の電気を使つて、しかもそれは非常に安い電気であります。安い電気を使つて、その事業は電気税を払つておらぬ。その電気料金の額はたしか七億七千万くらいに上つておるが、従つて一〇%とすれば七十億、だからして電気税についても一般家庭で高い電気を使い、さらに一割の電気税を納めておる。その事實は、はっきり自治庁は知っているはずなのであります。なぜかという問題に手をつけなかつたのか。ほかに固定資産税等においてたゞさんごさいですが、そういう点については何にもお考えにならないか。これをまずお伺ひしたいのであります。

○奥野政府委員 北山さんよく御承知のように、電気ガス税を今まで消費税として純化していき、こういう考

方をとつて参つてきておるわけであり、従つて、またわが国の基礎産業に属する部分におきまして、原料的な役割をしております電気については電気ガス税を課さない、それによつてできる限りコストの引き下げを、逆に言えばコストが電気ガス税のために上ることを避けていき、そのことがまた日本の産業の発展あるいはまた輸出振興の面から考へても必要なことではなからうか、こういうような考え方に立つておるわけであり、普通の課税免除というよりも電気ガス税の性質を消費税に純化していき、そういう考へ方をとつて参つておるわけで、それ以外の部分には課税が及ばないようにして参りたいといふふう存じておるわけであり、

○北山委員 しかし電気税については、私は非常に不安な例だと思ひます。そういう点を考慮に入れたとしても、家庭用の消費量というものは全体の電力の一七%です。ところが料金の方は三五%ですから、少くも数量を減らして、しかも高い電気料金を一般家庭に負担しておる。その上にさらに税金を背負つておる。一方は税金を払わない、これは非常に不公平だと思ひます。そういうふうな安い電力を供給して、しかも税金をかけるというふうによつてコストはなるほど下るかも知れない、コストの下ることによつてその生産物、商品の価格というものがこの自由経済のもとで下るといふことの保証はどこにもない。ただもうけさすだけである。あるいは、そうなるかも知れない。そうなるならば過去における統制時代は別として、現在においては、こういう問題はやはり考

慮すべきではないか。一〇%全部かけなくとも、五%でも三五億か四十億くらいの税収は確保されるのです。そういうことは考へないで国鉄にかけるとか、そのほかの都市計画税であるとか、いろいろなものをあさつたようであり、私、こういう点については、私は自治庁として、何ら現行制度の是正をはかるといふ気がないのじゃないか、こういうふうにし考へられないのです。この電気税の問題については大臣どうでしょうか。

○奥野政府委員 一応私から御答弁させていただきます。今度の税制改正案を立案いたしますまでには、あるいは臨時税制調査会におきまして、十分御審議を願つたわけであり、その際には、自治庁の事務当局といたしましては、現在非課税になつておるものについては、どういふ種類のものがあるか、その関係でどれくらい減収になつておるかという資料を作成いたして、御審議いただいたのでござい、その際には、もとより電気ガス税につきましても、御指摘のような部分を数字に出して提出したわけであり、いろいろ御審議いただきました結果、電気ガス税の非課税の範囲は、いわゆる非課税整理という問題とは別のもので、国の経済政策に出ているものであつて、それはいよいよ非課税整理として整理すべきものではないのだ、こういうふうなお考へ方を表明されたわけであり、その結果非課税の整理に当りまして、現在提案して

るような部分に局限いたしましたのであります。

の点はとくと戒めまして、ほんとうの精神によってやっていくようにいたしたい、こう考えております。

○北山委員 大体の御方針は承わりましたが、先ほど申し上げましたような趣意で、これから各税目ごとにいろいろこまかい点をまたあらためてお伺いしたいと思うのです。ただきょうは一点だけお伺いしておきますが、固定資産税の場合の土地の面積なんですが、私は非常に疑問に思っておるのです。田畑、宅地、山林、原野等の面積が、昭和二十五年以来ずっと見ておると減っていくんです。百七十万町歩ばかり減っている。どうも台帳の面積が全体として減るということは、私は受け取れない。田が畑になったり、あるいは宅地になるということはわかるけれども、相当の面積が消えてなくなってしまうという事は私にはわからないのですが、一体この固定資産税の基礎になる土地面積は、台帳によるんだらうと思いますが、その統計資料等はどうかうふうになっておるのですか、それをお伺いしたい。

○奥野政府委員 公用地でありますとか公共用地であります、土地台帳法の適用からはずれて参るわけでありませう。また固定資産税も課されなくなるわけでありませう。そういう面積がふえて参りますと、自然土地の面積でありますけれども、私たちの使っております数字は、固定資産税の課税の対象になる土地なものですから、減ってくることもあるわけでありませう。私たちが使っております数字は、市町村が固定資産税の關係の概要調書を府県に送る義務を、地方税法において負っているわけでありませう、これをさらに府県がと

りまとめまして、自治庁に送ってくるわけでありませう。これを基礎にして計数をまとめられているわけでございます。○北山委員 土地のいろいろな種別がございますが、その中で一番異動があるのが山林と牧場、原野です。昭和二十五年は山林は八百四十三万町歩、牧場は二十五万町歩、原野は百七十一万町歩、この三つで合計して千三十九万町歩、こういうふうな計算です。これは統計によつたのです。ところが昭和三十一年度では、山林の方は七百四十六万町歩、合計して八百六十六万町歩になっていまして、そうしますと差引いたしまして百七十三万町歩が山林原野等において減つていっているのです。だから日本の統計はでたらめであつて、国土が狭い狭いといひながら、まだほんとうの面積もつかんでおられない、実にばかげた話だと思ふのです。そこで特に今度は国有林等についても税の対象になつてくるのでありますが、私は国のやつてくる調査ですらも信頼を置きかねるので、この点について一体どういふふうな統計でどういふふうに出でくるものであるか、なぜこんなふうな面積が縮小してくるのであるか、この点を一つ資料として出していただきたい。それからもう一つは、今までの資料でもいだけておられますが、ちょっと古いようでありませうし、われわれとしても検討してみたいので、この地方税法全部についての非課税の關係を、やはり体系的に出してもらいたい。電気ガス税についても最近のものをお願いしたい。発電所あるいは船舶等についても、電気会社はこのころもうかつておるようでありませうし、海運会社も景気

がいいようでありますから、わざわざ固定資産税なども負けてやる必要もないのではないかと気がいたしますから、そういう關係の資料を一つまとめて出していただきたい。きょうはこれで終ります。

○龜山委員長代理 それではお諮りいたします。連合審査会の開会についてであります。ただいま本委員会において審査中の地方税法の一部を改正する法律案について、建設委員会から連合審査会開会の申し入れがございまして、この建設委員会の申し入れのごとき、連合審査会を開会するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○龜山委員長代理 御異議なければ、地方税法の一部を改正する法律案について、建設委員会と連合審査会を開会することを決しました。

なお開会の時日につきましては、建設委員長と後刻打ち合せました上決定いたしましたと思ひますので、さよう御了承を願ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

〔参照〕
入場譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(別冊附録に掲載)